

学校法人共立女子学園 次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画

<概要>

職場においては、教職員が持てる能力を存分に発揮でき、働き甲斐を持てる場所とするとともに、充実した家庭生活との両立を実現させるため、所定労働時間内における労働の質量と、所定外労働の削減に向けた環境整備について検討していく。

1. 計画期間 平成 28 年 9 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

2. 内容

【目標 1】 育児休業、介護休業などの諸制度について周知を行う。

【目標 2】 所定外労働を削減する措置の検討と実施。